

価格転嫁・価格交渉に関する支援情報一覧

○ 相談窓口

価格転嫁相談窓口 <<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka-madoguti.html>>

取引かけこみ寺 <<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>>

取引Gメン <<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.html>>

売上拡大・賃上げ相談ワンストップサービス福岡

<https://www.kyushu.meti.go.jp/press/2403/240313_1.html>

○ 価格転嫁・価格交渉に関する支援情報

公正取引委員会HP「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

<<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>>

福岡県中小企業振興センターHP「価格交渉スキルアップセミナー動画」

<<https://www.joho-fukuoka.or.jp/kakaku-kosho.html>>

福岡県HP「価格交渉のお役立ち情報」

<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka.html#negotiation>>

○ パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言ポータルサイト <<https://www.biz-partnership.jp/index.html>>

○ 中小受託取引適正化法

公正取引委員会HP <https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html>

取適法特設サイト <https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/>

○ 消費者向け周知

特設サイト「給料アップのカギは、「適切な価格転嫁」です。」

<<https://kakakutenka-fukuoka.com/>>

福岡県庁動画資料館「豊かな暮らしのために「賃金と物価の好循環」の実現を」(1分版)

<<https://www.youtube.com/watch?v=G1WITqUFHQE>>

福岡県庁動画資料館「豊かな暮らしのために「賃金と物価の好循環」の実現を」(15秒版)

<<https://www.youtube.com/watch?v=xP5vZ6piRqA>>

福岡県HP「「賃金と物価の好循環」を目指す官民労街頭行動」

<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gaitoukoudou-r7.html>>

消費者庁HP「物価について考える」

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/price_measures/>

○ 機運醸成の取組

福岡県HP「価格転嫁の円滑化に関する協定について」

<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutenka-kyotei.html>>

福岡県HP「価格転嫁円滑化推進フォーラム」

<<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/forum-r7.html>>

○ 価格交渉促進月間

適正取引支援サイト「価格交渉促進月間」 <<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>>

原材料・エネルギー・労務費の**価格高騰**にお悩みの経営者様へ

コスト増加分を適正に転嫁 その交渉方法をサポート!

ひとりで悩まずに、

「価格転嫁相談窓口」に

ご相談ください!

無料・秘密厳守



こんなお悩み、**無料**でご相談承ります



- 取引先への値上げ交渉が難しい
- 交渉用の根拠資料の作成方法が分からない
- 適正な値上げ額が不透明
- 労務費の上昇を価格に転嫁したい
- 取適法などの関連法令を理解したい

ご相談の流れ

1 


ご相談受付

お電話、
または窓口で
受付ができます。

2 

ヒアリング

専門の相談員が
状況を詳しく
お伺いします。

3 

**課題解決
アドバイス**

貴社に合った交渉
方法や資料作成等
をサポートします。

4 

実行・フォロー

交渉実行を支援し、
結果をフィードバック。

まずは、お気軽にご連絡ください。

価格転嫁相談窓口

専用

092-402-3761

Check!

相談時間：平日 午前9時～午後5時
相談方法：電話、対面(予約制)
対象者：福岡県内の中小企業・小規模事業者

【実施主体】
(公財)福岡県中小企業振興センター
〒812-0046 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号



価格交渉に役立つツールを知っていますか？

- 何を準備すればいいかわからない
- どのように交渉すればいいかわからない
- 価格設定の根拠資料が作れない

価格交渉に関するお悩みを解決するのに役立つツールをご紹介します！

価格交渉支援ツール

埼玉県

エネルギー・原材料費等の推移が可視化された資料が簡単に作成でき、価格設定が適切であることの根拠資料として、価格交渉時に活用できます

支援ツールの活用手順

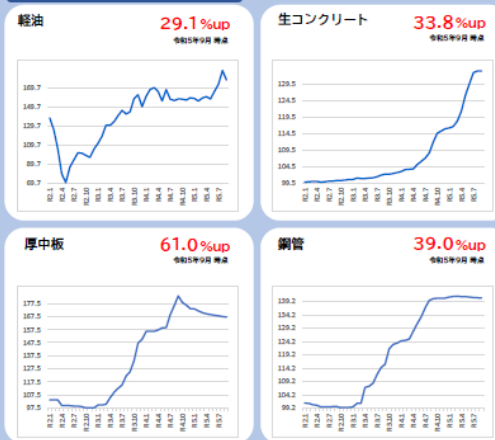
- ① 埼玉県HPから支援ツールを起動
(右下のURLからダウンロード)
- ② 「業種」等を選択
- ③ 主要品目の価格上昇率が表示
- ④ 資料を印刷
- ⑤ 資料を価格協議の場に持参
- ⑥ データに基づく価格交渉
- ⑦ 適切な価格転嫁を実現

建設業 令和5年10月 現在

主要原材料費等の高騰状況

- ✓ ロシアのウクライナ侵略や円安などの影響により、エネルギー・原材料費が高騰しています
- ✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の高騰状況をグラフにまとめたものです

令和2年1月からの増減



こんな活用方法も！

価格交渉の場での活用のみでなく、原材料等の推移を把握することで、自社の商品・サービスが適正な価格が調べることに活用されています

支援ツールの特徴

- Point1** 誰でも簡単に作成可能
- Point2** データの信頼性が高い
- Point3** 業種の選択が可能
- Point4** 複数の原材料を表示可能
- Point5** 頻繁にデータを更新

ダウンロードURL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/library-info/kakakukoushoutool.html>



福岡県では、円滑な価格転嫁や取引適正化、賃上げに向けた環境整備を進めています

(価格交渉に役立つツール桐の価格交渉のお役立ち情報をまとめて掲載)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kakakutennka.html>

スマートフォンからのアクセスはこちら

お問い合わせ先 福岡県商工部中小企業振興課経営支援係

TEL 092-643-3425



労務費の転嫁に係る価格交渉における発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる12の行動を取りまとめた指針が策定されました。

発注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動①: 本社(経営トップ)の関与
- 行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施
- 行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とする
- 行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う
- 行動⑤: 要請があれば協議のテーブルにつく
- 行動⑥: 必要に応じ考え方を提案する

受注者として採るべき行動／求められる行動

- 行動①: 相談窓口の活用
 - 行動②: 根拠とする資料
 - 行動③: 値上げ要請のタイミング
 - 行動④: 公表資料を活用して自ら希望する額を提示
- 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動**
- 行動①: 定期的なコミュニケーション
 - 行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

ダウンロードURL

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



価格交渉スキルアップセミナー動画

福岡県

取引先と価格交渉を行う上で準備しておくといつツールや、押さえておくといつポイントをかみ砕いて説明した動画を公開しています。

現在エネルギー価格や原材料費などさまざまなコストが高騰しています。その一方で、「賃上げ」が求められる気運が高まっています。自社の利益を確保し、賃上げの資金源を作るために、価格交渉に取り組んでみたいと考えたことはありませんか？いきなり価格交渉をするにも、何が必要でどのように交渉すべきかわからない方も多いと思います。価格転嫁につなげるコツを中小企業診断士がわかりやすく解説した動画を公開中です。



動画URL

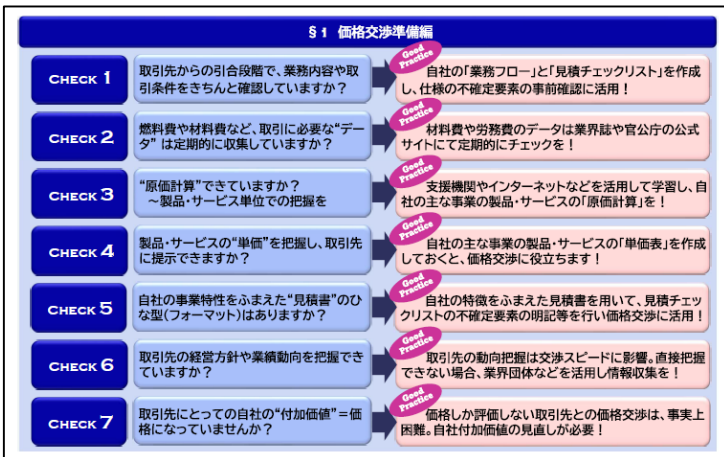
<https://www.joho-fukuoka.or.jp/kaku-ku-kosho.html>



中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

中小企業庁

価格交渉の準備段階での確認事項や実践で押さえておく事項を段階ごとにまとめています



ダウンロードURL

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



「パートナーシップ構築宣言」に登録しませんか？

パートナーシップ構築宣言とは？

企業が「発注者」側の立場から取引方針を宣言する取組みです

以下の内容について宣言します

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ② 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行
(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守

宣言に関するQ & A

宣言によるメリットは？

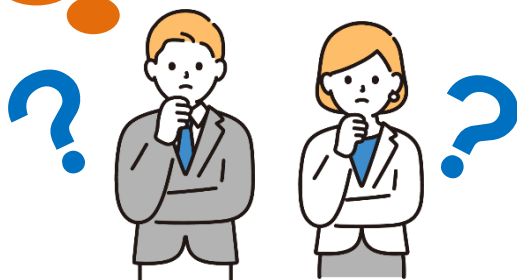
- 国や県の取組みの一部で **優遇措置** が受けられます
- 宣言内容の実践で **SDGsも達成可能**
- 企業の取組みを **広くPR** できます

大きな負担がないか不安...

- 宣言によって生じる **義務はありません**
- 宣言したことによる **強制的な調査** や違反した場合の **罰則は有りません**

発注者じゃないから関係ない？

- **業種・規模を問わず** に宣言できます
- あらゆる取引行為を行う事業者に、「発注者」側の立場として取引先と望ましい取引関係を築くことを意図しています



宣言企業のメリット

1. 国や県の補助金で加点・優遇措置を実施

対象の補助金は、下記リンクからチェック

ポータルサイト
情報コーナー



国のポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html>)や

県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/partnership.html>)

県HP
宣言ページ



2. 賃上げ促進税制 適用の要件

資本金10億円以上かつ従業員数が1000人以上の企業が税制適用を受ける条件の一つ

3. SDGsを達成できる

宣言内容の実践は、多くの企業が取り組む SDGs の目標達成につながる

4. 企業の取組みを広く周知できる

ポータルサイト登録企業リストに宣言内容を公表
名刺などにロゴマークを使用でき、取組みをPR可能



5. 福岡県競争入札参加資格審査で加点される

福岡県の競争入札参加資格審査項目である「地域貢献活動評価項目」に該当するため、加点対象となります。



宣言の登録方法

パートナーシップ構築宣言の登録は、ポータルサイトから行えます

登録までの3ステップ

STEP1 ひな形をポータルサイトからダウンロードして **宣言文** を作成

STEP2 企業名や業種等 **必須項目** を入力

STEP3 PDF形式で **宣言文** をポータルサイトにアップロード

→登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

パートナーシップ構築宣言の登録はポータルサイトから行えます
本取組みの詳しい内容やその他の優遇措置も確認できます

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

スマートフォンからのアクセスはこちら



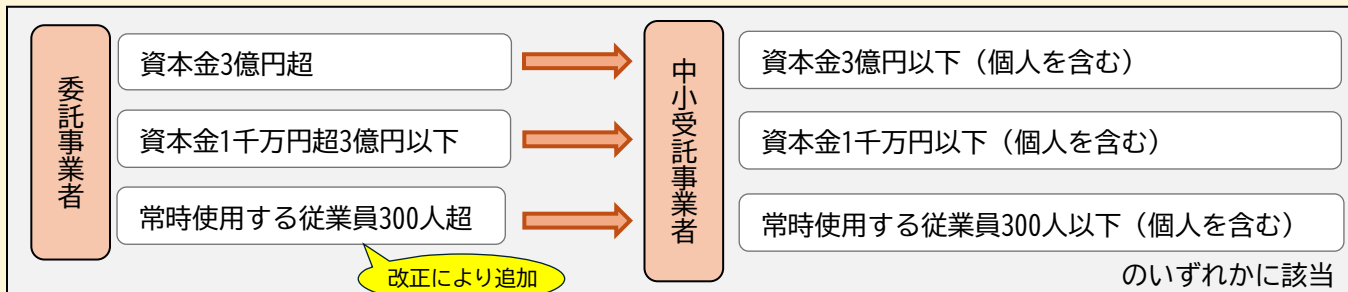
適正取引チェックリスト

サプライチェーン全体の共存共栄を実現するためには、実務面での取引適正化が不可欠です。
このチェックリストを活用して、自社が適正取引に対応できているか確認しましょう。

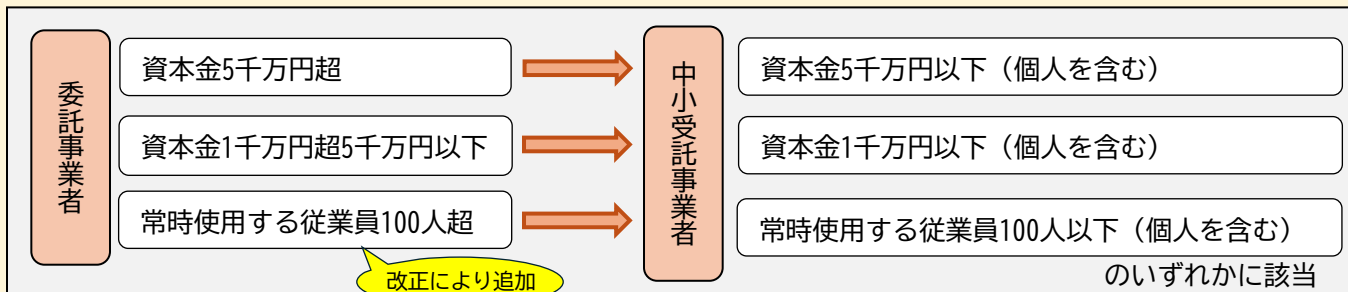
中小受託取引適正化法（取適法）

【対象取引】

- 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
 - 情報成果物作成委託・役務提供委託 改正により追加
- （プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る）



- 情報成果物作成委託・役務提供委託
- （プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く）



✓ チェックリスト

発注内容の明示・書類の保存	<input type="checkbox"/> 取引内容を書面又は電子メール等で明示していますか。
	<input type="checkbox"/> 取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年間保存していますか。
支払期日	<input type="checkbox"/> 物品等の受領日から60日以内で代金の支払期日を定めていますか。
支払方法	<input type="checkbox"/> 手形払いをしていませんか。
	<input type="checkbox"/> 代金の振込手数料を中小受託事業者負担させていませんか。（代金の減額に該当し禁止されています。）
価格協議・買いたたき	<input type="checkbox"/> 価格協議の求めがあってもかわらず、協議に応じないなど、一方的に代金を決定していませんか。
	<input type="checkbox"/> 同種・類似品の市価に比若く低い代金決定（＝買いたたき）をしていませんか。
その他の禁止事項	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者責任がないのに、発注取消や発注内容の変更を行っていませんか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否したり、受領後に返品していませんか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者責任がないのに、大量発注終了後の金型の無償保管など、不当な経済上の利益の提供を要請していませんか。

パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言とは？

企業が「発注者」側の立場から取引方針を宣言する取組みです。以下の内容について宣言します。

- ① サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- ② 委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守

宣言企業のメリット

- ① 国や県の補助金で、加点・優遇措置を実施
- ② 賃上げ促進税制が適用される

企業が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できます。

- ③ SDGsを達成できる

宣言内容の実践は、多くの企業が取り組むSDGsの目標達成につながります。

- ④ 企業の取組みを広く周知できる

ポータルサイトの登録企業リストに宣言内容を公表すると、名刺などにロゴマークを使用でき、取組みをPRできます。

- ⑤ 福岡県競争入札参加資格審査の加点措置を実施

福岡県の競争入札参加資格審査項目である「地域貢献活動評価項目」に該当するため、加点対象となります。



パートナーシップ構築宣言の登録はポータルサイトから (<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針とは？

持続的な賃上げを実現するためには、その原資を確保できる取引環境の整備が重要です。本指針は、その整備の一環として「労務費」の転嫁に係る価格交渉への発注者及び受注者の行動指針を取りまとめたものです。

発注者として採るべき行動／求められる行動

行動①：本社（経営トップ）の関与

トップが方針を書面等の形に残る方法で社内外に示す

行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

発注者から協議の場を設ける。スポット取引も対象

行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とする

最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額や上昇率等

行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う

受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識

行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつく

労務費の転嫁を求められたことを理由として、不利益な取扱いをしない

行動⑥：必要に応じ考え方を提案する

必要に応じ、労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案

指針の概要・本文などの詳細は公正取引委員会ホームページをご覧ください。

(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)



✓ チェックリスト

パートナーシップ構築宣言	<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言を作成、公表していますか。
	<input type="checkbox"/> 中小受託事業者に対し、自社のパートナーシップ構築宣言を周知していますか。
	<input type="checkbox"/> 宣言内容について、社内の訓示や研修等を通じ、自社の営業・調達の現場担当者まで浸透させていますか。
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	<input type="checkbox"/> 労務費の上昇分を取引価格に転嫁する方針を経営トップが決定していますか。
	<input type="checkbox"/> その方針を書面等の形に残る方法で社内外に示していますか。
	<input type="checkbox"/> 直接の取引先である受注者が、その先の取引先との価格を適正化すべき立場にいることを意識していますか。